

平成16年2月18日(水)

西伯町・会見町合併協議会

協議会だより 号外 第22号

～ 第22回協議会開催～

区長の選出単位は現在の各町の方式で

今回の協議会ではまず、住民の皆さんと役場を結び重要な役割を果たしていただく「区長」の選出単位については、現在の各町の例によることが確認されました。

また、役場が行う各種説明会の開催単位なども、現在の各町の取り扱いを継続することとなります。

定住促進奨励金制度の取り扱いを一部変更

西伯町で行われている新規に土地・家屋を取得した者に対する当該固定資産税を5年間還付する「定住促進奨励金」については、昨年12月6日に開催された第17回協議会において、西伯町の例による(新町においてもこの制度を実施する。)ことが確認され、会見町地域においては新規な制度であるため、十分な周知期間を設けることとして、新町発足(10月1日)後に取得した固定資産に対して適用することとされました。

しかし、この取り扱いでは、合併後に最初に課税対象となる平成16年1月2日から平成17年1月1日までに取得した固定資産の内、平成16年1月2日から9月30日までに取得したものに対しては適用されないこととなり、対象が著しく限定されることとなるため、今回、「平成17年度に課税対象となるもの」から適用されることに変更されました。

合併協定調印式は2月26日(木)

今回の協議会では、そのほかに老人福祉業務外6分野の調整項目を提案しました。これらの項目は、合併協定書共々2月25日開催予定の第23回協議会で確認され、合併協定書に盛り込むべき主要な調整項目の確認が終了することとなります。

そして、翌26日午前10時から、西伯町法勝寺のプラザ西伯において「合併協定書調印式」が開催される予定です。

この式典には、立会人として片山鳥取県知事にお出でいただく予定です。

今後は、各町の3月定例町議会での議決を経て、4月には県に対して合併の申請をし、6月定例県議会において議決をいただく予定です。

なお、今後の主なスケジュールについては、裏面をご覧ください。

次回は2月25日(水)プラザ西伯で、午前9時00分から開催します。傍聴においでください。

発行 西伯町・会見町合併協議会

編集 西伯町・会見町合併協議会事務局(合併推進室)

所在地: 会見町天萬558番地

電話 48-3375 FAX 48-3376

HP <http://www.saihaku.net/aimi/>

E-mail otayori@sanmedia.or.jp

